

春日部市内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針

(目的)

第1 この指針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日知事決裁、令和4年4月1日改正）に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定め、市内の建築物等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2)「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条第1項に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3)「建築」とは、建築物を新築、増築及び改築することをいう。
- (4)「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (6)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (7)「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。

2 市は、春日部市内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、県産木材の利用の理解と協力を求めるよう努める。

（市有施設における木材の利用の目標）

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化に努める。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

（2）施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

（3）その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材の使用に努める。

（市有施設の備品及び消耗品）

第5 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

（市有施設の暖房器具等）

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

（市施工土木工事等の木材利用）

第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の使用に努める。

（木材関連業者等への要請）

第8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この指針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

（PR及び普及）

第9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

（情報提供）

第10 市は、県産木材利用の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

（コスト縮減への留意）

第11 この指針の運用にあたっては、建設コスト縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

（附則）

第12 この指針は、平成31年4月1日から適用する。

2 この指針は、令和7年9月10日から適用する。

別表（木造化・木質化する市有施設）

公共建築物	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
	・学校 ・福祉施設 ・保健・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・市営住宅 ・庁舎等	・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室	・軒（庇）ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		